

5/28

5月28日(火) 午後6時30分
エルおおさか・709号室
資料代1000円

「領土問題」を考える

講師

岡田 充さん
おかだ たかし

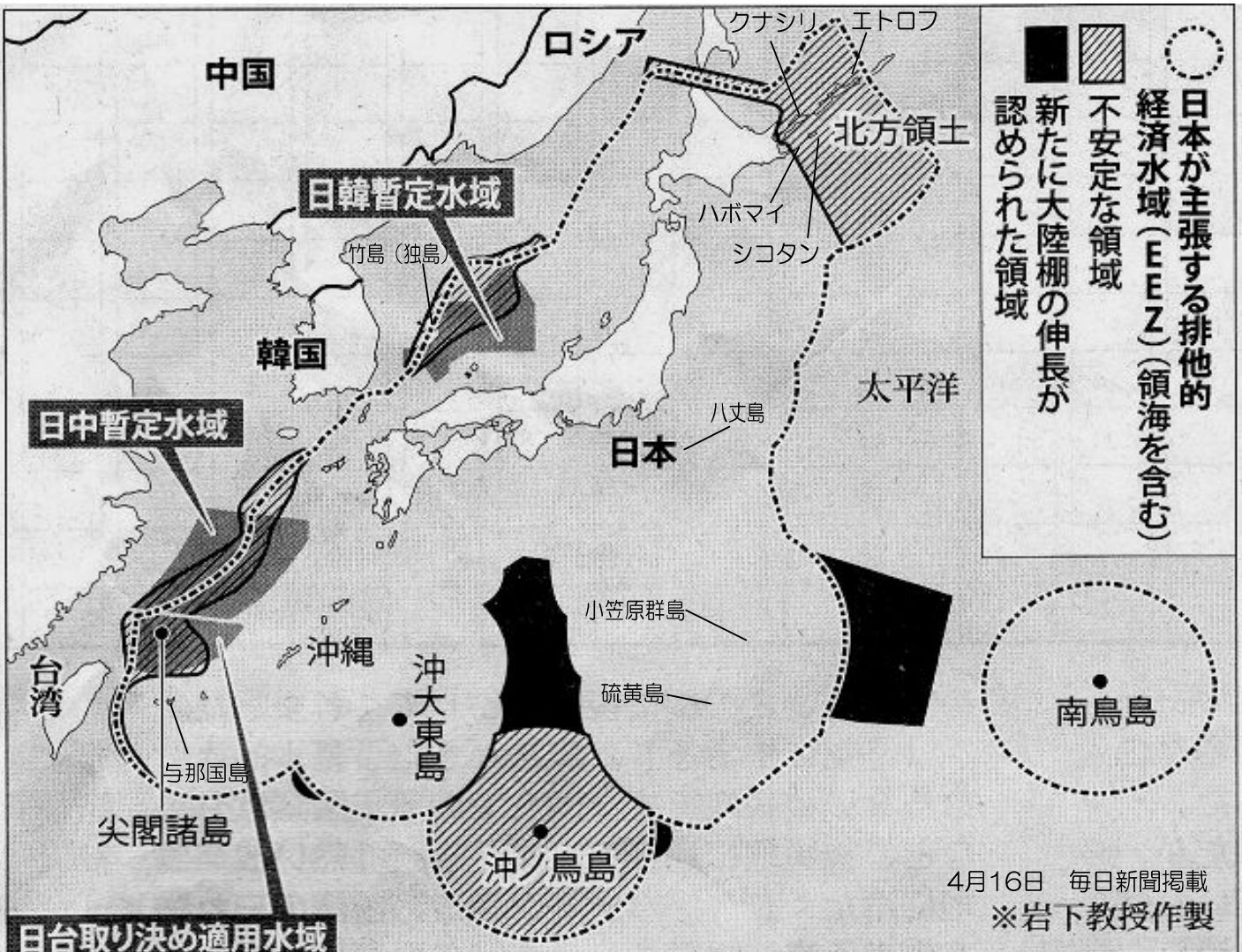


(共同通信客員論説委員・桜美林大学非常勤講師/72年共同通信社入社、香港、モスクワ、台北各支局長を経て現職。著書に『中国と台湾一対立と共存の両岸関係』(講談社現代新書)、『尖閣諸島問題』(蒼蒼社)ほか。)

学習講演集会

「われわれと隣国との不毛な争いを表すキーワードがある。『領土ナショナリズムの魔力』である。一切の妥協を許さない領土問題の出口はなかなかみつからない。しかしこの『魔力』を自覚化し、絶対的とみなされる国家主権を相対化することによって、すこし見晴らしのよい世界がみえてくるはずだ。」

尖閣問題をふりかえりながら、「相対化される国家主権の例と試み」(岡田充さんの論文・岩波ブックレット「領土問題の論じ方」所収の一節から引用)について、岡田充さんから提起を受け、領土問題をとともに考えましょう。



◆カイロ宣言(1943年11月22日)

上記、(米・英・中)連合国の目的は、日本から1914年、第1次世界停戦以後、日本が獲得あるいは占領した太平洋のすべての島を奪還すると同時に、満州、台湾、澎湖島など、日本が中国から奪った一切の地域を中華民国に返還することにある。また日本が、暴力と貪欲によって侵奪したすべての地域から日本を追い出すことである。

上の三大国は、朝鮮の民衆の奴隷状態に注意を払い、適当な時期に朝鮮が自由を取り戻し、独立するよう決議した。

◆ポツダム宣言受諾(1945年8月14日)

カイロ宣言の条項は履行さるべきものとし、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれわれの決定する周辺小諸島に限定するものとする。

◆降伏文書(1945年9月2日 戦艦ミズリー号甲板)

天皇及び日本国政府の国家統治の権限は本降伏条項を実施する為適当と認める処置を執る連合国軍最高司令官の制限の下に置かれる。